

大磯町分別収集計画  
(第6期)

平成22年

## 1 計画策定の意義

本町は、南は相模湾に面し、北は高麗山・鷹取山等の「大磯山塊」の丘陵地に囲まれ、丹沢・富士・箱根の山並みを望む眺望に恵まれた豊かな自然環境を受け継いでいる。さらに、県央の南部にあり、横浜から40 km圏、東京から60 km圏の首都圏近郊の住宅地として恵まれた位置にある。

また、湘南の風土に培われながら、昔から幾世代にもわたって先人たちが築いた文化と伝統のあるまちとして着実に発展を遂げてきており、このような町の特性を生かし、町民一人ひとりにとってかけがえのない郷土として、誇りと愛着をもち続けることができるよう、本町の基本構想では、「紺碧の海に緑の映える住みよい大磯」をまちの将来像とし、次のような基本理念を掲げ、まちづくりを進めている。

- |              |
|--------------|
| ○ 自然とくらしとの共生 |
| ○ 手づくりと創造    |

このように、豊かな自然環境を継承し、快適なまちづくりを推進していくためには、現在の大量生産、大量消費、大量廃棄に支えられた社会経済・ライフスタイルを見直し、循環型社会を形成していく必要がある。そのためには、町民・事業者・行政がそれぞれの立場で役割を認識し履行していくことが重要である。

現在、本町における廃棄物処理は、ごみの発生量については横ばい傾向にあるが、最終処分場を保有しておらず他の自治体に処分を依頼していることから、従前からごみの分別収集・再資源化を積極的に行ってきた。しかしながら、処理の主体は依然として焼却処理が中心となっている。

また、廃棄物処理施設整備については、神奈川県ごみ処理広域化計画に基づくごみ処理広域化を進めている中、基本事項であるごみの発生抑制は必要不可欠であり、より一層のごみの減量化・再資源化の取組みが必要とされている。

本計画はこのような状況のなか、一般廃棄物の容量比で約6割、重量比で2～3割という大きな割合を占めるといわれる容器包装廃棄物を、「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進に関する法律」（以下「法」という）第8条に基づいて分別収集し、地域における容器包装廃棄物の3R（リデュース、リユース、リサイクル）を推進し、最終処分量の削減を図る目的で、町民・事業者・行政それぞれの役割や、具体的な推進方策を明らかにするとともに、これを公表することにより、全ての関係者が一体となって取り組むべき方針を示したものである。

本計画により、容器包装廃棄物の3Rを推進することで、廃棄物の減量や資源の有効利用が図られるとともに、循環型社会の形成が図られるものである。

## 2 基本的方向

本計画を実施するに当たっての基本的方向を以下に示す。

- 1 町民、事業者、行政が一体となって、環境への負荷に配慮した快適なまちづくり
- 2 ごみの排出抑制、リサイクルを目指した廃棄物循環型の地域社会づくり
- 3 町民及び事業者参加によるごみの減量化・リサイクル運動の積極的な展開
- 4 廃棄物循環型社会基盤施設としての廃棄物処理施設整備の推進
- 5 生ごみ等容器包装廃棄物以外の資源化の促進

## 3 計画期間

本計画の計画期間は平成 23 年 4 月を始期とする 5 年間（平成 23 年度～平成 27 年度）とし、3 年ごとに改定する。

## 4 対象品目

本計画は、容器包装廃棄物のうち、スチール製容器、アルミ製容器、ガラス製容器（無色、茶色、その他）、飲料用紙製容器、段ボール、ペットボトル、その他のプラスチック製容器包装を対象とする。

## 5 各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み（法第 8 条第 2 項第 1 号）

単位:t

	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度
容器包装廃棄物	2,735	2,738	2,740	2,742	2,745

## 6 容器包装廃棄物の排出の抑制を促進するための方策に関する事項

(法第8条第2項第2号)

容器包装廃棄物の排出の抑制を含めごみ全般の減量化及び再資源化を図るため、以下の方策を実施する。

また、既に実施している生ごみ処理機の補助制度の推進、リサイクル協力店及びペットボトル・白色トレイの回収拠点（町内小売店）の拡大を推進するとともに、生ごみ堆肥化の取組みの拡大、紙ごみ回収ルートの豊富化等に関する研究・検討を行う。

### (1) マイバッグの持参の推進と過剰包装の抑制

繰返し使用が可能なマイバッグ等の持参の普及啓発等を積極的に行うとともに、小売店などに対して容器包装の使用抑制や、包装の簡素化に努めるよう協力を求める。

### (2) おおいそ廃棄物減量化等推進員

町民で組織し、廃棄物の減量及び適切な処理の普及啓発や、廃棄物の分別及び排出指導について、具体的な検討・実践を行う。

### (3) 集団回収への支援

町内会、子供会、老人会等、町内の各種団体が実施する紙・布類等の集団回収に対し交付金を交付し、ごみの減量化と資源の有効利用を推進する。

### (4) 大磯町区長会ごみ部会

町民と行政のパイプ役であり町民と直結している区長で組織し、ごみの排出抑制・減量化・再資源化等を図る。

### (5) 広報・啓発活動

町広報によりごみの減量化、分別・資源化の徹底等をPRするとともに、イベントの開催、小中学校や地域団体のごみ処理施設見学会など、町民への幅広い啓発活動に努める。

また、学校給食における牛乳パックの回収・リサイクルの取組みや、大型電動生ごみ処理機による給食残飯の堆肥化の取組みを通じて児童・生徒への環境教育に努める。

### (6) 生ごみ処理容器購入補助

台所からでる生ごみを堆肥化させる容器の購入に対する補助を行い、厨芥類の排出を抑制する。

### (7) 電動生ごみ処理機購入補助

生ごみ処理容器購入補助に加えて、自宅に庭等のスペースのない家庭、集合住宅等を対象として電動式生ごみ処理機購入に対する補助を導入することによって、厨芥類の排出抑制をさらに図る。

7 分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装廃棄物の収集に係る分別の区分（法第8条第2項第3号）

分別収集を行う容器包装廃棄物の種類を下表左欄に示し、また、町民の協力度や収集機材、選別施設等を勘案し、排出及び収集に係る分別の区分を下表右欄に示す。

容器包装廃棄物の種類	収集に係る分別の区分
主としてスチール製の容器	カン
主としてアルミ製の容器	
無色のガラス製容器	ビン 又は生きビン
茶色のガラス製容器	
その他のガラス製容器	
主として紙製の容器包装であって飲料を充てんするためのもの（原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く。）	牛乳パック
主として段ボール製の容器	段ボール
主としてポリエチレンテレフタレート（PET）製の容器であって飲料又はしょうゆ等を充てんするためのもの	ペットボトル
主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの	白色トレイ
	容器包装プラスチック

8 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量  
及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の  
量の見込み（法第8条第2項第4号）

単位:t

容器包装廃棄物の種類	23年度		24年度		25年度		26年度		27年度	
主としてスチール製の容器	70t		67t		64t		61t		58t	
主としてアルミ製の容器	47t		47t		47t		47t		47t	
無色のガラス製容器	83t		81t		79t		77t		75t	
	引渡 83t	独自 0t	引渡 81t	独自 0t	引渡 79t	独自 0t	引渡 77t	独自 0t	引渡 75t	独自 0t
茶色のガラス製容器	58t		57t		56t		55t		54t	
	引渡 58t	独自 0t	引渡 57t	独自 0t	引渡 56t	独自 0t	引渡 55t	独自 0t	引渡 54t	独自 0t
その他のガラス製容器	34t		34t		34t		34t		34t	
	引渡 34t	独自 0t	引渡 34t	独自 0t	引渡 34t	独自 0t	引渡 34t	独自 0t	引渡 34t	独自 0t
主として紙製の容器包装であって飲料を充てんするためのもの（原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く。）	7t		7t		7t		7t		7t	
主として段ボール製の容器	272t		254t		237t		221t		206t	
主として紙製の容器包装であって上記以外のもの	—		—		—		—		—	
	引渡 —	独自 —	引渡 —	独自 —	引渡 —	独自 —	引渡 —	独自 —	引渡 —	独自 —
主としてポリエチレンテレフタレート（PET）製の容器であって飲料又はしょうゆ等を充てんするためのもの	80t		98t		100t		100t		100t	
	引渡 80t	独自 0t	引渡 98t	独自 0t	引渡 100t	独自 0t	引渡 100t	独自 0t	引渡 100t	独自 0t
主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの  (うち白色トレイ)	313t		339t		339t		340t		340t	
	引渡 2t	独自 311t	引渡 339t	独自 0t	引渡 339t	独自 0t	引渡 340t	独自 0t	引渡 340t	独自 0t
	2t		2t		2t		2t		2t	
	引渡 2t	独自 0t	引渡 2t	独自 0t	引渡 2t	独自 0t	引渡 2t	独自 0t	引渡 2t	独自 0t

9 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込みの算定方法

(1) 特定分別基準適合物(ペットボトル、その他のプラスチック製容器包装を除く)等の量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量(見込み)(A)

$$(A) = \text{前年度の分別基準適合物等の量} \times \text{人口変動率} \times \text{各品目平均増減比}$$

(2) ペットボトル・その他のプラスチック製容器包装の量(見込み)(B)

① ペットボトル

○平成23年度までの推計

$$(B) = \text{他市町の平均増減率} \times \text{過去の平均実績量}$$

○平成24年度の推計

$$(B) = \text{平成24年度の人口推計値} \times \text{他市町の実績量}$$

○平成25年度からの推計

$$(B) = \text{各年度の人口推計値} \times \text{他市町の実績量} \times \text{他市町の平均増減率}$$

② その他のプラスチック製容器包装

○平成23年度の推計

$$(B) = \text{平成23年度の人口推計値} \times \text{他市町の実績量}$$

○平成24年度からの推計

$$(B) = \text{各年度の人口推計値} \times \text{他市町の実績量} \times \text{他市町の平均増減率}$$

平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
32,759人	32,786人	32,812人	32,839人	32,866人
(対前年度比)	(対前年度比)	(対前年度比)	(対前年度比)	(対前年度比)
100.08%	100.08%	100.08%	100.08%	100.08%

## 10 分別収集を実施する者に関する基本的な事項（法第8条第2項第5号）

既に分別を行っている容器包装（スチール缶・アルミ缶・ガラスビン・紙パック・段ボール・ペットボトル・白色トレイ）については、現行の収集体制を維持し、ペットボトル・白色トレイについては順次、収集拠点を拡大していく。

その他の紙製容器包装については、現在、雑誌・チラシ等の中で収集しており、処理も独自ルートで行っているため当面は現行体制を維持する。

また、自治会等の団体が取り組んでいる集団回収についても、当面は金銭補助による現行体制を維持する。

白色トレイを除くその他のプラスチックについては、現行ではリサイクルできないプラスチックとして収集し、その後独自ルートにより処理を行っているが、平成23年度を初年度として、容器包装プラスチックとリサイクルできないプラスチックに分別し、新たな分別体制づくりを進めていく。

収集・運搬の段階、選別・保管等の実施者について下表に示す。

収集に係る分別の区分	収集・運搬段階	選別・保管等段階
カン	委託収集 (月1回定期収集)	直 営 (ごみ処理施設)
ビン		
生きビン		
牛乳パック	委託収集 (月1回定期収集)	直 営 (資源化倉庫)
段ボール		
ペットボトル	直営収集(日曜日を除く 毎日収集)	直 営 (ごみ処理施設)
白色トレイ		
容器包装プラスチック	委託収集 (月2回定期収集)	民 間 (保管場所)

## 11 分別収集の用に供する施設の整備に関する事項（法第8条第2項第6号）

分別収集する容器包装 廃棄物の種類	収集に係る 分別の区分	収集容器	収集車	中間処理
スチール製容器	カン	網かご	2tパワーゲート車	ごみ処理施設 （直営）
アルミ製容器				
無色のガラス製容器	ビン 生きビン	ファイバー ドラム缶	2tパワーゲート車	ごみ処理施設 （直営）
茶色のガラス製容器				
その他のガラス製容器				
飲料用紙製容器	牛乳パック	縛る	2tダンプ車等	資源化倉庫 （直営）
段ボール	段ボール	縛る	2tパッカー車等	
ペットボトル	ペットボトル	回収容器	3tパワーゲート車等	ごみ処理施設 （直営）
その他のプラスチック製 容器包装	白色トレイ	回収容器	3tパワーゲート車等	
	容器包装 プラスチック	袋	2tパッカー車等	民間処理施設

なお、総合的なごみの減量化及び資源化に係る推進拠点としての施設整備等については、ごみ処理広域化の中で検討していく。

## 12 その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項

（法第8条第2項第7号）

町民や事業者等の意見や要望を反映させ、容器包装廃棄物の分別収集を円滑かつ効率的に進めていくため、おおいそ廃棄物減量化等推進員制度を最大限に活用し、推進体制を整備する。

自治会や子供会などが実施する集団回収を促進するため、引き続き、交付金制度を継続する。

また、毎年度、分別収集計画記載事項の実績を確認・記録し、3年後の計画改訂時には、その記録を基に事後評価を行うこととする。

### 13 その他のリサイクル

その他の紙製容器包装については、雑誌・チラシ等の中で収集しているため、分別基準適合物としては取り扱わず、独自によりリサイクルを実施している。

雑誌・チラシ等の排出量及びその他の紙製容器包装の量を下表に示す。

単位:t

	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
排出量	596	588	579	571	563
再商品化量	584	576	567	559	551
再商品化量に含まれるその他の紙製容器包装	65	64	63	62	61

# 目 次

1	計画策定の意義	.....	1
2	基本的方向	.....	2
3	計画期間	.....	2
4	対象品目	.....	2
5	各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み	.....	2
6	容器包装廃棄物の排出の抑制を促進するための方策に関する事項	.....	3
7	分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装廃棄物の収集に係る分別の区分	.....	4
8	各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み	.....	5
9	各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込みの算定方法	.....	6
10	分別収集を実施する者に関する基本的な事項	.....	7
11	分別収集の用に供する施設の整備に関する事項	.....	8
12	その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項	.....	8
13	その他のリサイクル	.....	9